

**静岡県告示第298号**

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、静岡県温水利用研究センターの生産物売払金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 委託先名称及び代表者の氏名  
静岡県漁業協同組合連合会  
代表理事会長 藪田 国之
- 2 委託先所在地  
静岡市葵区追手町9番18号
- 3 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで